

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)の「(表2)(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」の欄外※5 (2)の「(表3)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」の欄外※5 (3)の「添付書類等」の欄外※1 (4)の「添付書類等」の欄外※1
(2)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）	<ul style="list-style-type: none"> (5)の「(表3)再生利用業指定申請書添付書類」の欄外※4 (7)の「添付書類等 表2二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書関係」の欄外※1に次の文言を追加する。 → 後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書の提出がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。
(3)産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の手引	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)(2)(3)の「申請・届出にあたっての留意点」の「8 特定欠格要件該当の届出について」 (4)の「申請・届出にあたっての留意点」の「7 特定欠格要件該当の届出について」 <p>に、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令（再生利用業の場合は条例施行規則）で定めるもの」に該当した場合についての届出手続についての記載を追加。</p>
(4)一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引	
(5)再生利用業指定申請の手引	
(6)廃棄物再生事業者登録の手引	
(7)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る手特例認定申請の手引	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)(2)の「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」（様式25）【施行細則様式第18号の2】 (3)の「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書」（様式38）【施行細則様式第9号の3】 (3)の「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」（様式39）【施行細則様式第18号の2】 (4)の「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書」（様式30）【施行細則様式第9号の3】 (5)の「再生利用業者に係る欠格要件該当届出書」（様式25）【要領様式第83号】 <p>を、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令（再生利用業の場合は条例施行規則）で定めるもの」に該当した場合にも対応できるよう変更。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の「(別紙1)欠格要件について」の記載を廃棄物処理法の改正に合わせ以下のとおり改める。 <ul style="list-style-type: none"> ①「1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」を「1 心身の故障によりその業務を

改定した手引	主な改定内容
	<p>適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める。</p> <p>②「2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」を新たに追加する</p> <p>③ 上記2の新たな規定による条ずれ箇所の整理により、2以降の番号を改める。</p> <p>○ (1)(2)(3)(4)(5)(7)「(別紙2)後見等登記事項証明書について」の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。」</p> <p>(新)「後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。」</p> <p>○(4)「一般廃棄物処理施設設置許可申請書」(様式11)【施行細則様式第1号】 「一般廃棄物処理施設変更許可申請書」(様式12)【施行細則様式第6号】 「一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書」(様式18)【施行細則様式第16号】 「相続届出書」(様式21)【施行細則様式第18号】</p> <p>中の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「法第7条第5項第4号のチに規定する未成年者」</p> <p>(新)「法第7条第5項第4号のリに規定する未成年者」</p> <p>○ (4)「誓約書」(様式29)【要領様式第18号】の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。」</p> <p>(新)「申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号イからルに該当しない者であることを誓約します。」</p> <p>○ (6)の「3 再生事業者登録の申請手続」の(4)再生事業者登録の申請時に提出を求めている添付書類について、「その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類(申請者が個人(法人)である場合)」の備考欄の記載内容を次のとおり改める。</p>

改定した手引	主な改定内容
	<p>(旧) 「○次に掲げる者が法第7条第5項第4号イからヌ及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）（様式第4）」</p> <p>(新) 「○次に掲げる者が法第7条第5項第4号イからル及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）（様式第4）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (6)の「誓約書（様式4）」及び「誓約書（様式4）記載例」における「○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号」の規定文について、次のとおり改める。 <ul style="list-style-type: none"> ①「イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める。 ②「ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」の規定を新たに追加する ③ 上記ロの新たな規定による条ずれ箇所の整理により、「ロ～ヌ」を「ハ～ル」に改める。 ○ その他所要の改正（「日本工業規格」の「日本産業規格」への名称変更など。）